

ご担当者

様

有機溶剤作業主任者技能講習のご案内

会員コード0

(一社)古河労働基準協会

有機溶剤作業主任者技能講習のご案内
(茨城労働局長登録教習機関登録番号43-2 有効期限2028/08/08)

屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等では有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定める作業については有機溶剤作業主任者を選任しなければならないことになっています。

つきましては、労働安全衛生法第76条の規定に基づいて、有機溶剤作業主任者技能講習を下記により実施しますので、希望者がございましたらお申込み下さい。

記

1. 受講資格 満18歳以上の者
2. 日程とカリキュラム及び会場 会場地図は裏面をご利用いただくか古河労働基準協会HPよりダウンロードして下さい

日程	時間(休憩含)	科目	会場
6月19日(水)	9:00 ~ 12:10	健康障害及び予防措置に関する知識	ネーブルパーク平成館 住所 古河市駒羽根620 電話 0280-91-2080
	12:10 ~ 13:00	昼食休憩	
	13:00 ~ 14:00	健康障害及び予防措置に関する知識	
	14:05 ~ 16:10	関係法令	
6月20日(木)	9:00 ~ 12:10	作業環境の改善に関する知識	
	12:10 ~ 13:00	昼食休憩	
	13:00 ~ 14:00	作業環境の改善に関する知識	
	14:05 ~ 16:10	保護具に関する知識 ※11:40~12:30昼食休憩	
	16:15 ~ 17:15	修了試験	

3. 受講料等について 受講料 ¥9,900 テキスト代 ¥1,980 合計 ¥11,880 (消費税込)
4. 定員 72名
5. 申込締切日 5月31日 (金)
6. 申込書の作成 左上所定欄に証明写真(3.0cm×2.4cm)を貼付して下さい。
(無帽・無背景・正面上3分身のもの、カラーコピーは不可)
7. 申込方法 別添「申込方法について」をご参照下さい。
※申込書の氏名・生年月日の記入誤りが多く見受けられます。交付日以降の修了証の訂正・交換には手数料がかかりますので、ご記入の際は再度ご確認ください。(申込書に記入された内容が修了証に記載されません)
8. 修了証交付 講習終了後、合格者には即日交付いたします。
9. 講習会当日の注意 学科当日は受講票・鉛筆・消しゴムを持参して下さい。試験はマークシートで行いますので、眼鏡等必要な方は必ず持参して下さい。テキストは当日お渡します。
10. その他 修了証に旧姓又は通称の併記を希望する方は旧姓又は通称を併記した住民票、自動車運転免許証等の公的な証明書の写しを添付して下さい。
申込締切日後に取り消されても受講料等はお返しできません。
本人確認のため、講習初日に氏名・生年月日・現住所等を確認できる公的書類を受付で提示して下さい。
窓口休業日のお知らせ ①4月27日(土)~5月6日(月) ②5月21日(火) ③6月4日(火) 窓口業務は休業します